

安

倍政権は2014年4月に予定されている消費税率引き上げの最終決定を先送りしている。デフレ脱却を確実なものとするため、経済指標の動きをギリギリまで見極めて、10月初めに安倍晋三首相が最終判断する構えのようだ。

ただ、その判断に際して、政権の関心事は足元の景気を中心であるようだ。仮に当初の予定どおりに消費税率を引き上げず、これほど巨額の政府債務残高を抱えながら財政再建に着手しない場合、わが国・経済にどのような事態が待ち構えるのか。あたかも、「このまま政府債務残高を増やし続けても、これまで同様、何も起こらず、わが国として誰も何も困らない」ことが暗黙の前提とされているようだ。はたしてそうした考えは正しいのだろうか。

一国が巨額の政府債務残高を抱え、自力で財政運営を継続できなく

なった場合のいわば「最後の手段」には、①非連続的な対外債務調整(対外デフォルト)と、②非連続的な国内債務調整(国内デフォルト)の二つがある。

①には、近年の欧州債務危機によるギリシャの破綻など、いくつかの事例があり、当該国がどのような帰趨をたどることになるのかは、比較的良好に知られている。

他方、②の国内デフォルトに関しては、各国ともそうした事実を対外的には隠したがる傾向があり、詳細が明らかでないことも多い。しかしながら、事態の展開を詳細に追うことができる事例は、意外にもわれわれの身近にある。日本の第2次世界大戦後の経験こそが、国内デフォルトの典型例なのだ。

ここでは、わが国の財政当局が監修してまとめられた『昭和財政史 終戦から講和まで』(東洋経済新報

社刊)の記録を基に、財政運営が行き詰まり、国内デフォルトを強いられた国の実態を見てみよう。

「取るものは取る」空前絶後の財産税

終戦の時点で、わが国の財政赤字は軍事関係の支出によって大きく拡大し、財政運営の継続はすでに困難な状態に陥っていた。国債や借入金など政府債務残高の規模(対国民所得比)は、1944(昭和19)年度末時点ですでに267%に到達していた。加えて、戦時補償債務や賠償問題があり、政府債務の全体像の確定は困難な状況にあった。終戦時点では、金利水準を人為的に低く抑えた国内債が国債残高の99%を占め、そのほとんどを日本銀行と預金部(政府)が引き受ける状況となっていた。

わが国が降伏文書に調印した45年

『昭和財政史』が描く 国内デフォルトの教訓

巨額の債務を抱え、その大半を国内で消化する国の財政運営が立ち行かなくなると、何が起きるのか。

日本総合研究所調査部主任研究員 ● 河村小百合



占領期の日本財政を関係者ヒアリングと資料を基に描いた『昭和財政史 終戦から講和まで』

終戦直後の国内デフォルト策

年	内閣(蔵相)	月日	出来事・政策など		
1945(昭和20)	東久通(内閣)	8月15日	終戦		
		8月28日	大蔵省に戦後通貨対策委員会設置		
		9月2日	降伏文書に調印		
幣原内閣(波沢敬三)	東久通(内閣)	11月24日	戦時利得の排除および国家財政の再編成に関する覚書		
		1月21日	GHQ、政府借入れの制限・支払い制限に関する指令		
		2月17日	食糧緊急措置令、 隠匿物資等緊急措置令公布		
			臨時財産調査令公布		
		3月3日	金融緊急措置令、 日本銀行券預入令公布		
			物価統制令公布		
		第一次吉田内閣(石橋湛山)	東久通(内閣)	7月24日	戦時補償全面打ち切り閣議決定
				8月11日	金融緊急措置による封鎖預金を第一封鎖預金・第二封鎖預金に分離
				8月15日	企業経理応急措置法公布
					金融機関経理応急措置法公布
10月19日	戦時補償特別措置法公布				
11月12日	企業再建整備法公布				
	金融機関再建整備法公布				
11月12日	財産税法公布				

(出所) 西村吉正編『復興と成長の財政金融政策』を基に日本総合研究所作成

償特別税」の納税原資として後から充当されたほか、民間金融機関等の経営再建・再編に向けての債務切り捨ての原資にも充てられた。

国内デフォルトが起るとギリシャ以上の国民負担

以上が、わが国で終戦直後に実施された国内債務デフォルトの概要である。これらの事実から明らかになるのは、国債が国として負った借金である以上、国内でその大部分を引き受けているケースにおいて、財政運営が行き詰まった場合の最後の調整の痛みは、間違いなく国民に及ぶ、という点である。「わが国はギリシャとは違うから大丈夫」、「国債を国内で消化できているから大丈夫」ということは決してない。万が一の場合は、ギリシャ以上に過酷な負担が国民一人ひとりにのしかかることになるのだ。

一国が債務残高の規模を永遠に増やし続けることはできない。にもかかわらず、消費税率引き上げの最終決定をめぐる議論を見ると、あたかもそれが可能であるかのように語られ、わが国の財政の先行きに関する視点は欠落している。安倍政権が、本腰を入れた財政再建を先送りにし続けられ、行き着く先はどのようなものとなるか。『昭和財政史』は重い教訓をわれわれに投げかけている。

た。この財産税は結局日本戦後の財政史上、国内混乱を起した以外何ものでもないことになりましたが、財産税の構想はその会合でたまたま議論が起ったものです。…(後略)：(原資料・今井一男口述「終戦以後の給与政策について」『戦後財政史口述資料』第8分冊、51年12月17日)。

右表は、当時の一連の政策の流れを整理したものだ。一度限り、いわば空前絶後の大規模課税として、動産、不動産、現預金等を対象に、高率の「財産税」(税率は25〜90%)が課された(「取るものは取る」)。1人当たりの納付税額は、保有財産

額の多い富裕層が突出して多いが、税納付総額見込みで見ると、中間層からの納付額が最も多く、実際には、貧富を問わず国民からその資産を課税の形で吸い上げるものであったといえよう。

その税収を主な原資に、内国債の可能なかぎりの償還が行われ、内国債の債務不履行という事態は回避された(「返すものは返す」)。他方、戦時補償債務については、これを切り捨てる決断を下し、国民に対して政府の負っている債務と同額での「戦時補償特別税」を課した。

そして、これらの課税に先立ち、順番としてはいちばん先に、預金封